平成２５年（フ）第８５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4234―17　シャルムリヴェールＡ101、住民票上の住所群馬県伊勢崎市赤堀今井町２丁目1157番地５
債務者　髙野　義夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石渡　啓介
4　破産債権の届出期間　平成25年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１６０号
静岡県湖西市古見995番地の２　ムーシャ古見Ｃ、前住所静岡県湖西市鷲津2821番地の１
債務者　今　　良逸
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田香一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
熊本県上益城郡益城町大字木山422番地１
債務者　上田幸次郎
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川　　寛
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月５日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４８９号
横浜市戸塚区戸塚町753番地　グリーンパーク戸塚109号
債務者　福原　洋一
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯島　麻樹
4　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月８日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１２号
東京都青梅市河辺町１丁目825番地の１グランツ河辺リバーサイド603
債務者　羽村　精次
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　光則
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１０８号
岐阜市薮田南１丁目６番21―301号　エスポア薮田
債務者　野村　幹夫
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小椋　　功
4　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年８月20日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４５号
新潟市南区能登738番地10
債務者　熊倉　　剛
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４６号
新潟市南区能登738番地10
債務者　熊倉ミツ子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
4　破産債権の届出期間　平成25年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１３号
大分市新町１番13号　アスティオン新町1106
債務者　村本　将俊
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１１４号
大分市新町１番13号　アスティオン新町1106
債務者　村本　俊一
1　決定年月日時　平成25年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　利武
4　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２８号
大分市大字荏隈71番地　ヴィーブルＳＩ105
債務者　吉田　広介
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀井　正照
4　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月16日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
宮崎市大塚町大迫南平4395番地21
債務者　佐野　哲世
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月５日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８７号
宮崎市生目台西２丁目５番地１　県営住宅１棟30号
債務者　西　　耕三
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤日出夫
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月12日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係